

平成 29 年 12 月

事業主・事務担当者 各位

〒103-8427

東京都中央区日本橋本町 4-15-9

伊藤忠連合健康保険組合

平成 29 年度 インフルエンザ予防接種にかかわる費用補助期間の延長について

拝啓 貴社いよいよご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当組合の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて メディア等でも報道されておりますように、本年度のインフルエンザワクチンの供給が遅れております。つきましては、本年度に限り下記のとおり補助期間を延長いたしますので、被保険者の皆様方へ周知いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

補助対象期間：平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までの間に接種したもの

（旧：平成 29 年 10 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの間に接種したもの）

以上

補助期間の延長により、当組合からの補助金の支払（受任者払い）は受付後 3 ヶ月以上を要しますので、ご理解いただきたくお願い致します。

なお、当組合ホームページでも同様の通知を行っております。